



秋田県公報

目 次

○秋田県消費者物価統計調査の実施(二四七・調査統計課)	1
○生活保護法による介護機関の指定(二四八・福祉政策課)	2
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(二四九・福祉政策課)	3
○優良図書等の推奨(一五〇・県民文化政策課)	3
○青少年に有害な図書類の指定(一五一・県民文化政策課)	3
○青少年に有害な興行の指定(一五二・県民文化政策課)	4
○公の施設における指定管理者の指定(一五三・観光課)	4
○都市計画の変更による送付図書の縦覧(一五四・都市計画課)	4
○道路区域の変更及び供用開始(一五五・道路課)	4
○道路の供用開始(一五六・道路課)	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(一五七・河川砂防課)	5
○開発行為に関する工事の完了(一五八・秋田地域振興局建設部)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一五九・秋田地域振興局建設部)	5
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	5
○土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)	5
○土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)	6
選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出(二七)	6
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(二八)	6
○政治団体の解散の届出(二九)	8
○政治団体の収支に関する報告書(三〇)	9
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(三一)	10
○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(三二)	10

告 示

秋田県告示第四百七十七号

秋田県消費者物価統計調査を次のとおり実施するので、秋田県統計調査条例(昭和二十五年秋田県条例第七号)第二条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺田 典城

一 調査の目的

県民の消費生活上主要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービス料金を基に、物価指数その他物価に関する資料を作成し、消費生活に関する経済施策の基礎資料を提供することを目的とする。

二 調査事項

別表に掲げる品目について一定の銘柄の小売価格又は料金を調査する。

三 調査の範囲

(一) 調査市
能代市、大館市、由利本荘市、湯沢市、大仙市、鹿角市

(二) 調査対象者
調査市に店舗、営業所、事業所等を有する物品小売業者、サービス業者その他の者で調査品目の小売価格又は料金を調査することが適当であると認められるものうちから、知事が選定するもの

四 調査の期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

五 調査の方法

主として秋田県消費者物価統計調査員の聞き取りにより行う。

別表

品目分類	品 目
食料	うるち米、もち米、食パン、あんパン、カレーパン、ゆでうどん、干しうどん、スパゲッティ、即席めん、生中華めん、小麦粉、もちまぐろ、あじ、いわし、かつお、かれい、さけ、さば、さんま、たい、ぶり、いか、たこ、えび、あさり、かき(貝)、はたて貝、塩さけ、たらこ、しらす干し、干しあじ、丸干し、いわし、煮干し、ししゃも、さつま揚げ、ち

くわ、かまぼこ、塩辛、魚みそ漬、あさりつくだ煮、まぐろ缶詰、牛肉、豚肉、鶏肉、レバー、ハム、ソーセージ、ベーコン、牛乳、粉ミルク、バター、チーズ、ヨーグルト、鶏卵、キャベツ、ほうれんそう、はくさい、ねぎ、レタス、もやし、ブロッコリー、アスパラガス、かんしょ、ばれいしょ、さといも、だいこん、にんじん、ごぼう、たまねぎ、れんこん、ながいも、えだまめ、さやいんげん、かぼちゃ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン、生しいたけ、えのきだけ、しめじ、あずき、干しいたけ、のり、わかめ、こんぶ、ひじき、豆腐、油揚げ、納豆、こんにゃく、梅干し、たくあん漬、福神漬、こんぶつくた煮、はくさい漬、キムチ、スイートコーン缶詰、りんご、みかん、レモン、グレープフルーツ、オレンジ、いよかん、なし、ぶどう、かき(果物)、もも、すいか、メロン、いちご、さくらんぼ、バナナ、キウイフルーツ、みかん缶詰、食用油、マーガリン、食塩、しょう油、みそ、砂糖、酢、ソース、トマトケチャップ、マヨネーズ、ジャム、即席カレー、即席スープ、風味調味料、液体調味料、ふりかけ、中華合わせ調味料、ようかん、まんじゅう、だいふく餅、カステラ、ケーキ、シュークリーム、プリン、ビスケット、あめ、塩せんべい、かわらせんべい、チョコレート、落花生、チューインガム、アイスクリーム、ポテトチップス、ゼリー、弁当、サンドイッチ、おにぎり、冷凍調理ピラフ、すし(弁当)、調理パスタ、うなぎかば焼き、野菜サラダ、煮豆、コロッケ、豚カツ、からあげ、冷凍調理コロッケ、冷凍調理ハンバーグ、調理カレー、ぎょうざ、混ぜごはん、緑茶、紅茶、茶飲料、インスタントコーヒー、コーヒー豆、コーヒー飲料、果実飲料、野菜ジュース、コーラ、乳酸菌飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、清酒、焼酎、チューハイ、ビール、発泡酒、ウイスキー、ぶどう酒、かけうどん、中華そば、スパゲッティ(外食)、すし(回転すし)、親子どんぶ

被服及び履物	振袖 袋帯 背広服 男子上着 男子ズボン 男子コート 男子学生服 婦人スーツ ワンピース スカート 婦人スラックス 婦人オーバー 婦人ブレザー 女子学生服 男児ズボン 女児スカート 乳児服 ワイシャツ スポーツシャツ 男子セーター 婦人ブラウス 婦人Tシャツ 婦人セーター 子供Tシ	家具・家事用品	自動炊飯器 電子レンジ 電気ポット ガステーブル 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機 電気アイロン ルームエアコン 温風ヒーター 電気カーペット 整理だんす 食器戸棚 食堂セツト 目覚まし時計 蛍光灯 器具 カーペット カーテン ベッド 洋掛布団 毛布 敷布 布団カバー 飯茶わん 皿 ガラスコップ 台所用密閉容器 ワイングラス コーヒーわん皿 なべ やかん たわし レンジ台 蛍光ランプ タオル ビニールホース ヘルスメーター 浄水器 ラック ポリ袋 キッチンペーパー ティッシュペーパー トイレレットペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤 柔軟仕上げ剤 殺虫剤 防虫剤 芳香剤 家政婦給料 し尿処理手数料 粗大ゴミ処理手数料 モップレンタル料	光熱・水道	電気代 都市ガス代 プロパンガス 灯油 水道料 下水道料	住居	家賃 浴槽 温水洗浄便座 給湯機 システムキッチン 板材 錠 塗料 畳表取替費 板ガラス取替費 ふすま張替費 大工手間代 左官手間代 植木職手間代 塀工事費 水道工事費 ルームエアコン取付け料 火災保険料	り 天どん カレーライス ぎょうぎ(外食) ハンバーガー 牛どん ハンバーグ えびフライ お子様ランチ ビザバイ(配達) 焼肉 サンドイッチ(外食) コーヒー ドーナツ ビール(外食) 学校給食費
--------	---	---------	--	-------	------------------------------	----	--	--

保健医療	感冒薬 鼻炎薬 胃腸薬 ビタミン剤 ドリシロリン酸 皮膚病薬 はり薬 目薬 漢方薬 サプリメント 浴用剤 生理用ナプキン 眼鏡 体温計 紙おむつ コンタクトレンズ 血圧計 コンタクトレンズ用剤 診察料 出産入院費 マッサージ料金 人間ドック受診料	交通・通信	鉄道運賃 バス代 タクシー代 航空運賃 軽乗用車 小型乗用車 普通乗用車 自転車 ガソリン 自動車 タイヤ 自動車バッテリー カーナビゲーション 自動車ワックス 自動車整備費 自動車オイル交換料 車庫借料 駐車料金 レンタカー料金 自動車免許手数料 高速自動車道路料金 自動車保険料 郵便料 通話料 携帯電話通話料 運送料 電話機 携帯電話機	教育	P T A会費 私立中学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 私立短期大学授業料 私立専門学校授業料 幼稚園保育料 学習参考書 教科書 月謝(学習塾) 予備校授業料	教養娯楽	テレビ ステレオ ミニディスクプレーヤー DVDレコーダー カメラ ビデオカメラ ピアノ 学習机 パソコン用プリンター パソコン用プリンター用プリンター テレビ修理代 ボールペン マーキングペン ノートブック アルバム セロハン粘着テープ 筆入れ O A用紙 プリンター用インク(パソコン用) コンピュータ用) サッカーボール グローブ ゴルフクラブ テニスラケット
------	---	-------	---	----	--	------	---

諸雑費	釣ざお トレーニングパンツ 水着 人形がん具自動車 組立がん具 家庭用テレビゲーム機 フィールド コンパクトディスク DVDソフト 切り花 園芸用土 植木鉢 ペットフード 乾電池 記録型DVD 新聞代 少年誌 趣味教養誌 生活情報誌 パソコン誌 女性誌 週刊誌 辞書 単行本 宿泊料 外国パック旅行 月謝(学習塾に係るものを除く。) 自動車教習料 放送受信料 ケーブルテレビ利用料 映画観覧料 サッカー観覧料 プロ野球観覧料 ゴルフ練習料金 ゴルフプレー料金 テニスコート使用料 プール使用料 ボウリングゲーム代 フィットネスクラブ使用料 テーマパーク入場料 美術館入館料 競馬場入場料 写真プリント代 ビデオソフトレンタル料 カラオケルーム使用料 獣医代 インターネット接続料
-----	---

秋田県告示第百四十八号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

花あかり角館	有限会社シルバートナーズ 代表取締役	仙北市角館町西長野中泊百二十六ー二	特定施設入居者生活介護	平成十九年一月十五日
脇本デイサービスげんき	株式会社こうしん 代表取締役	男鹿市脇本脇本字脇本百三十八番地	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年二月二十三日
上小阿仁村社会福祉協議会指定通所介護事業所	社会福祉法人上小阿仁村社会福祉協議会 会長	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原八十	介護予防通所介護	平成十八年十二月一日
上小阿仁村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人上小阿仁村社会福祉協議会 会長	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原八十	介護予防訪問介護	平成十八年十二月一日
アイリスケアセンター大館	株式会社ニチイ学館 代表取締役	大館市釈迦内字中台二十五番地九号	福祉用具貸与	平成十九年一月一日
デイサービスセンターおおだて	医療法人光智会 理事長	大館市片山町三丁目十四番十四号	介護予防通所介護	平成十九年二月十六日
グループホームおおだて	医療法人光智会 理事長	大館市片山町三丁目十四番十四号	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年二月十六日
大館訪問看護ステーション	医療法人光智会 理事長	大館市片山町三丁目十四番十四号	介護予防訪問看護	平成十九年二月十六日
グループホーム しらさぎ苑	株式会社 日本ケアシステム 代表取締役	潟上市飯田川飯塚字塞ノ神百四十三番地三	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年一月十五日

秋田県告示第百四十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

ウィル・ケアサポートステーション	医療法人白鳳会 理事長	大館市字裏町一番地内	居宅介護支援事業	平成十八年六月三十日
------------------	-------------	------------	----------	------------

秋田県告示第百五十号
秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第五条の二の規定により、次の図書を優良な図書として推奨する。
平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

推奨番号 十四	図書名 だれか、ふつうを教えてくれ！	発行所 理論社	推奨理由 全盲である著者が実体験を通じて感じた障害者と健常者との意識の違いや、他者を尊重し認め合い共生していこうと訴えて
------------	-----------------------	------------	---

秋田県告示第百五十一号
秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年

いる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。

年秋田県条例第三十三号) 第九条第一項の規定により、次の図書
を青少年に有害な図書類として指定し、平成十九年三月十六日か
ら施行する。

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

指定番号	図 書 名	発 行 所	指定理由
一〇四四四	無敵恋愛S*girl 4月号	ぶんか社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著
一〇四四五	恋愛天国(パラダイス) 4月号	株式会社竹書房	少年の性的感情を刺激し、及び著
一〇四四六	恋愛白書バステル4月号	宙 出 版	の粗暴性又は残虐性を誘発し、又
一〇四四七	艶剣 vol. 20	株式会社海王社	は残虐性を誘発し、又
一〇四四八	ヤングチャンピオン烈 2007vol. 5	秋 田 書 店	は助長し、その健全な
一〇四四九	ヤングアニマル嵐 2007No. 4	株式会社白泉社	育成を阻害するおそれ
一〇四五〇	PC・GIGA vol. 72	インフォレスト株式会社	がある。
一〇四五一	i P! 2007No. 4	株式会社晋遊舎	
一〇四五二	黒鷲死体宅配便	株式会社角川書店	
一〇四五三	遊名人(YUMELIJI N) vol. 21	有限会社アンチメディア	

秋田県告示第百五十二号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十二年秋田県条例第三十三号) 第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十九年三月十六日から施行する。

平成十九年三月十六日

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路 線 名
-------	-----	-------

映画

秋田県知事 寺 田 典 城

指定番号	題 名	配給元	指定理由
六五五一	THEレイパー 暴行の餌食	オービー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著
六五五二	婚前乱交 花嫁は牝になる	新東宝映画	少年の性的感情を刺激し、及び著
六五五三	ロリ作家 おねだり萌え妄想	オービー映画	く青少年の粗暴性又は残虐性を誘
六五五四	変態の恋・蝶 整形美容妻	新日本映像	発し、又は助長し、その健全な育
六五五五	毛皮のエロス ダイアン・アーバス幻想のポートレート	ギャガ・コミュニケーションズ	の健全な育成を阻害するおそれが
六五五六	新日本映像ニュース 変態の恋・蝶 整形美容妻	新日本映像	ある。
六五五七	女医の裏顔 覗かれた秘め事	オービー映画	
六五五八	ゼロウーマンR 警視庁O課の女 欲望の代償	新東宝映画	
六五五九	続・昭和エロ浪漫 一夜のよろめき	オービー映画	
六五六〇	老人と美人ヘルパー 助平な介護	新日本映像	
六五六一	女引越し屋 汗ばむ谷間	オービー映画	
六五六二	新日本映像ニュース 老人と美人ヘルパー 助平な介護	新日本映像	

秋田県告示第百五十三号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号) 第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に

基づき、公告する。

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 秋田県田沢湖スキー場
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地二
田沢湖高原リフト株式会社
 - (二) 指定の期間
平成十九年六月一日から平成二十三年五月三十一日まで
- 二 秋田県営矢島スポーツ宿泊センター
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
由利本荘市尾崎十七番地
由利本荘市
 - (二) 指定の期間
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

秋田県告示第百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、由利本荘市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号) 第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき図書
矢島都市計画下水道(由利本荘市公共下水道(矢島処理区))の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------------	------------

一般国道		新	旧
		一〇五号	一〇五号
		北秋田市桂瀬字横ノ沢三三九番二から三四〇番二まで	北秋田市桂瀬字横ノ沢四〇一番地内
		一七・〇〇〇～一七・〇〇〇	一七・〇〇〇～一七・〇〇〇
		一七・〇〇〇～二一・〇〇〇	〇・〇八一

- 二 供用開始の期日 平成十九年三月十六日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年三月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	久保秋田線	秋田市金足片田字竹原八七番一 地先から金足吉田字吉田尻二番 三地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十九年三月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年三月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

区域名	区	地番
関戸	湯沢市関戸字戸沢	二番三の一部(次の図に示す)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

部分に限る。)、二番五の一部(次の図に示す部分に限る。)、二番六の一部(次の図に示す部分に限る。)

秋田県告示第百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十八年五月十一日付け指令秋建一三―三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田県知事 寺田典城
- 二 東京都板橋区板橋一丁目四十五番三―一八〇一号 ワコーレ第一板橋
- 菅原 世恵
- 二 開発区域に含まれる地域の名称 潟上市昭和久保字北野大崎道添六十二番三

秋田県告示第百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋田都市計画公園事業 5・5・1 千秋公園
- 三 事業施行期間 平成十八年五月三十一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

公 告

- (一) 収容の部分 変更なし
- (二) 使用の部分 変更なし

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日 平成十九年二月二十七日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人秋田国際交流友の会
 - 三 代表者の氏名 佐藤 英明
 - 四 主たる事務所の所在地 秋田市手形中谷地六十八番地五
 - 五 定款に記載された目的 この法人は国際交流及び国際協力に関心のある人々に対して、外国人との国際交流の機会を提供し、また国際交流の普及啓発を図り、日本と世界各国との相互理解を深め、友好関係の促進と地域社会の発展に貢献することを目的とする。
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
- 平成十九年三月十六日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 退任理事の住所及び氏名 大仙市太田町駒場字二ツ塚七十八番地 伊藤 克輝

二 退任監事の住所及び氏名
大仙市清水字新田清水四十二番地

高橋 正俊

平成十九年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十九年三月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

秋選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一

項の規定により、平成十九年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定に基づき、告示する。
平成十九年三月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤廣久後援会	倉持 宇吉	富 樫 耕 一	秋田市千秋城下町四―二十六	平成十九年二月一日
さはら孝夫後援会	上村 幸悦	吹 谷 五十三	秋田市土崎港西三丁目―四十一	"
ふじがき宏秋後援会	上村 清 一	橋 本 静 夫	秋田市仁井田字仲谷地二百八十四	"
斎藤牧雄後援会	斎 藤 牧 雄	斎 藤 節 子	井川町赤沢字赤沢百三十一―三	平成十九年二月六日
さとう純子後援会	小 玉 正 憲	岡 崎 忠 勝	秋田市新屋勝平町十一―二十六	平成十九年二月十三日
二田眞規子後援会	鈴 木 斌次郎	武 藤 守	潟上市天王字二田一―一	"
藤枝れいすけ後援会	高 橋 弘	藤 枝 禮 助	秋田市広面字土手下四十一―五ヤマサビル一階三号	平成十九年二月二十七日

秋選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十九年二月一日から同月二十八日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定に基づき、告示する。
平成十九年三月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党秋田県自動車整備支部	会計責任者	小松 良美	佐々木 信男	平成十九年二月一日
国民新党秋田県支部	会計責任者	加藤 正義	藤原 正三	平成十九年二月十三日

かまた修悦後援会	会計責任者	三浦 智	伊藤 博	平成十九年二月十六日
三浦悦朗後援会	会計責任者	伊藤 政美	伊藤 照次	"
大里祐一事務所	主たる事務所の所在地	鹿角市花輪字堰向百十番地	鹿角市花輪字堰向五十六番地	平成十九年二月二十日
北林じんいち後援会	主たる事務所の所在地	上小阿仁村五反沢字五反沢十八	上小阿仁村五反沢字家ノ下四十九	"
	代表者	小林 宏	北林 新市	"
鈴木博美後援会	会計責任者	小林 甚之助	小林 優太郎	"
	主たる事務所の所在地	秋田市八橋字イサノ二十五	秋田市寺内油田二丁目五番七号	平成十九年二月二十一日
畠一会	会計責任者	沓沢 紀郎	梁 満義	平成十九年二月二十三日
くまがい重隆後援会	主たる事務所の所在地	秋田市河辺和田字和田三十一三十六	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地四十七二	平成十九年二月二十六日
秋田県不動産政治連盟	会計責任者	佐野 貞文	鈴木 秀夫	平成十九年二月二十七日

秋選管告示第二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十九年二月一日から同月二十八日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十九年三月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
さはら孝夫後援会	上村 幸悦	平成十九年一月三十一日	平成十九年二月一日
のろた芳成後援会秋田市連合会	能登 彰夫	平成十八年十二月二十日	平成十九年二月二日
安部利雄後援会	斉藤 良吉	平成十八年十二月二十五日	"
金子真一後援会	梅津 喜平	平成十八年十二月十五日	平成十九年二月五日
工藤みのる後援会	遠藤 恭悦	平成十八年十二月十日	"

芹田正嗣後援会	田崎春美	平成十八年五月十日	平成十九年二月五日
田村政治後援会	佐藤盛亮	平成十九年一月三十一日	平成十九年二月六日
六山茂道後援会	成田多市郎	平成十八年十二月三十一日	平成十九年二月八日
伊藤喜代美後援会	伊藤喜代美	平成十八年十二月三十一日	平成十九年二月十五日
明石さとし後援会	倉持宇吉	平成十九年二月十日	"
春日一文後援会	春日一文	平成十九年一月三十一日	"
こにし謙三後援会	小西謙三	平成十八年十二月三十一日	平成十九年二月十六日
高橋喜悦後援会	高橋円右エ門	平成十八年十二月三十一日	平成十九年二月二十日
宮本久美子後援会	宮本秀孝	平成十八年十二月三十一日	平成十九年二月二十六日
羽川誠後援会	堀川芳晴	平成十八年十二月十日	"

秋選管告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十九年三月十六日

秋田県選挙管理委員会委員 田中伸一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体
政治団体の名称 **さはら孝夫後援会(平成15年分)**
報告年月日 平成19年2月1日

ア 収入・支出の総額

イ 収入総額

ロ 前年からの繰越額

ハ 本年の収入額

ニ 支出総額

1,070,742円

20,742円

1,050,000円

1,050,000円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

イ 収入総額

ロ 前年からの繰越額

ハ 本年の収入額

ニ 収入総額

ホ 政治活動費

ヘ その他の事業費

ヘ 収入総額

ヘ 政治団体の名称 **さはら孝夫後援会(平成16年分)**

ヘ 報告年月日 平成19年2月1日

ヘ 収入・支出の総額

ヘ 収入総額

ヘ 前年からの繰越額

ヘ 本年の収入額

ヘ 支出総額

ヘ 政治団体の名称 **さはら孝夫後援会(平成17年分)**

ヘ 報告年月日 平成19年2月1日

1,050,000円

1,050,000円

1,050,000円

1,050,000円

1,050,000円

20,742円

20,742円

0円

0円

20,742円

20,742円

0円

0円

0円

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

イ 前年からの繰越額

ロ 本年の収入額

ハ 収入総額

ヘ 政治団体の名称 **さはら孝夫後援会(平成18年分)**

ヘ 報告年月日 平成19年2月1日

ヘ 収入・支出の総額

ヘ 収入総額

ヘ 前年からの繰越額

ヘ 本年の収入額

ヘ 支出総額

ヘ 政治団体の名称 **さはら孝夫後援会(平成19年分)**

ヘ 報告年月日 平成19年2月1日

ヘ 収入・支出の総額

ヘ 収入総額

ヘ 前年からの繰越額

ヘ 本年の収入額

20,742円

20,742円

0円

0円

20,742円

20,742円

0円

0円

20,742円

20,742円

0円

0円

0円

0円

(イ) 支出総額 〇円

政治団体の名称 穴山茂道後援会 (平成18年分)

報告年月日 平成19年2月8日

収入・支出の総額

収入総額 11,500円

前年からの繰越額 〇円

本年の収入額 11,500円

支出総額 11,500円

収入・支出の内訳

収入の内訳

収入の内訳

寄附

個人からの寄付

11,500円

11,500円

11,500円

合計

11,500円

11,500円

11,500円

政治活動費

11,500円

組織活動費

11,500円

合計

11,500円

政治団体の名称 伊藤善代美後援会 (平成18年分)

報告年月日 平成19年2月15日

収入・支出の総額

収入総額 3,500円

前年からの繰越額 3,500円

本年の収入額 〇円

支出総額 〇円

政治団体の名称 ことに謙三後援会 (平成18年分)

報告年月日 平成19年2月16日

収入・支出の総額

収入総額 315,838円

前年からの繰越額 315,838円

本年の収入額 〇円

支出総額 315,838円

収入・支出の内訳

収入の内訳

支出の内訳

経常経費

310,605円

光熱水費 40,300円

備品・消耗品費 108,000円

事務所費 162,305円

政治活動費 5,233円

寄附・交付金 5,233円

合計 315,838円

2 収入及び支出のない団体

その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
のろた芳成後援会秋田市連合会	平成19年2月2日
阿部利雄後援会	平成19年2月2日
金子真一後援会	平成19年2月5日

工藤みのる後援会	平成19年2月5日
芹田正嗣後援会	平成19年2月5日
田村政治後援会	平成19年2月6日
明石さとし後援会	平成19年2月15日
春日一文後援会	平成19年2月15日
高橋喜悅後援会	平成19年2月20日
宮本久美子後援会	平成19年2月26日
羽川誠後援会	平成19年2月26日

秋選管告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内		届出年月日
				新	旧	
加藤 鉦一	秋田県議会議員(候補者となろうとする者)	加藤鉦一後援会	公職の種類	秋田県議会議員(候補者となろうとするもの)	由利本荘市議会議員	平成十九年二月七日

秋選管告示第三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の取消の	取り消した資金管理団体
------------	-------------

平成十九年三月九日(第千八百五十九号) 掲載の秋田県告示第 二番三地先まで の誤り	間 は 秋田市金足片田字竹原八七番一地先から字吉田尻 "	区 秋田市金足片田字杉沢九六番一地先から字吉田尻二番三地先 "	区 間	ページ 段 行 誤 正	正 誤 正	平成十六年十一月九日(第千六百二十二号) 掲載の秋田県告示 第八百九十三号(道路区域の変更) (原稿誤り) 三ページの表中	
	百三十一号(保安林の指定解除の予定) (印刷誤り) 二 終りから 一〇 由利地域振興局 秋田地域振興局 並びに由利本荘 農林部並びに秋 市役所 田市役所						
届出をした者の氏名 公職の種類 名 称 主たる事務所の所在地 代表者氏名 届出年月日							
小西謙三	春日一文	北秋田市議会議員	北秋田市五味堀字五味堀百九	春日一文後援会	北秋田市五味堀字五味堀百九	春日一文	平成十九年二月十五日
小西謙三	こにし謙三後援会	秋田市議会議員	秋田市保戸野金砂町二―四十八	こにし謙三後援会	秋田市保戸野金砂町二―四十八	こにし謙三	平成十九年二月十六日

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄